

件名	平成23年陳情第10号 沼館地区に地震津波発生による生命危険時に避難できる緊急防災避難所を設置するよう求める陳情
処 理 経 過 及 び 結 果	
<p>○市では、これまで、避難施設の必要性や、竣工後の管理体制、平常時の施設利用等、陳情地域団体と具体的な意見交換を行って参りました。</p> <p>○陳情の趣旨である津波避難施設の設置については、平成24～25年度において、青森県が実施した最大クラスの津波シミュレーション結果を基礎として、その必要性の調査、検討を行って参りました。</p> <p>○その結果、最大クラスの津波災害が発生した場合、沼館地区の一部が浸水想定区域外への避難が遅れる可能性のある津波避難困難地域となることが判明したため、同地区の避難困難者が緊急的かつ一時的に避難するための施設として津波避難ビルの整備を行うこととし、平成26年度において事業に着手いたしました。</p> <p>○これまでに地質調査、基本実施設計等を完了したほか、平成27年12月には議会承認が得られたことから建築に係る工事請負契約を締結しており、現在、平成28年度内の完成に向け工事を進めております。</p>	